## 最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の解消を求める会長声明

福岡県においては、昨年度、福岡県最低賃金を前年度比 41 円増額の時間額 941 円とする改正が行われた。しかし、時給 941 円は、1 か月の平均所定労働時間の上限 173.8 時間で計算しても月額 16 万 3500 円程度と、未だ、いわゆるワーキングプアと呼ばれる水準にとどまっている。

原材料価格の高騰や近年の極端な円安の進行、食料品・日用品や光熱費など生活関連品の価格が昨年に引き続き上昇傾向にあることをふまえると、労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、全ての労働者の実質賃金の上昇を実現する必要があり、そのためには最低賃金額を大きく引き上げて賃金全体の底上げを図ることが不可欠である。

同時に、最低賃金法第 9 条以下の地域別最低賃金制度を抜本的に見直し、地域間格差の解消に向けて全国一律最低賃金制度の導入についても検討されるべきである。

中央最低賃金審議会は、昨年度、地域別のランク制度を 4 段階から 3 段階に改定し地域間格差の解消を図ったが、その効果は限定的である。2023 年度(令和 5 年度)の最低賃金は、最も高い東京都で時給 1113 円であるのに対し、福岡県では時給 941 円、12 県では時給 890 円台にとどまり、時給格差はなおも縮まる傾向を示していない。

地域の最低賃金の高低と人口の増減には強い相関関係があり、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因ともなっている。地域間格差の解消は、地域経済にとってもプラスの影響をもたらしうるものである。また、地域別の労働者の生計費の差についていえば、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされている。この点からも、地方の最低賃金を都市部の水準にまで引き上げることが検討されるべきである。

一方で、地域経済を支える中小企業への支援策も不可欠である。最低賃金の引き上げと同時に、中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することや、賃上げを実施したすべての中小企業が対象となる利用しやすい助成金制度の創設、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするような公正取引規制の徹底などの支援策が考えられる。

ここ数年、全国の地方公共団体において、最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書を採択する動きが相次いでおり、福岡県内でも福岡県及び 60 市町村のうち 22 市町村において同様の意見書が採択されている(全国一律を求める意見書の採択は17 市町村)。

当会は、各地域との連携も図りつつ、引き続き、国に対し、中小企業への十分な支援策を求めるとともに、本年度、中央最低賃金審議会が、厚生労働大臣に対し、地域間格差を縮小しながら全国すべての地域において最低賃金の引上げを答申すべきこと、福岡地方最低賃金審議会が、福岡労働局長に対し最低賃金の大幅な引上げを答申すべきことを強く求める。

2024年(令和6年)6月19日

福岡県弁護士会 会 長 徳 永 響